

長野原町告示第 263 号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本町の区域内の字の区域を、別紙変更調書のとおり変更する。

なお、変更の効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による国土調査の成果が認証された日から生ずる。

平成19年12月20日

長野原町長

吉山 欣也

変更調書

大字	字	地 番
長野原	松木	1566の1から1566の8 1569 1572の4 1572の6

上記区域（同区域に隣接する道路である町有地の全部を含む。）を大字大津字下馬込に変更する。

大字	字	地 番
長野原	坪井	1459の1 1459の2 甲1460の7から甲1460の10まで
		1462の2 1462の6 1466の3
	番場	1523の1

上記区域（同区域に隣接する道路である町有地の全部を含む。）を大字大津字御堂入に変更する。

大字	字	地 番
長野原	草木原	1577の1 1577の2 1578から1582まで

上記区域（同区域に隣接する道路である町有地の全部を含む。）を大字大津字坂下に変更する。

大字	字	地 番
長野原	草木原	甲1604から丙1604まで

上記区域を大字大津字上新戸に変更する。

大字	字	地 番
長野原	草木原	1601から1603まで

上記区域（同区域に隣接する水路である町有地の全部を含む。）を大字大津字森前に変更する。

大字	字	地 番
大津	地藏平	287の2 289の9
長野原	草木原	1588から1590まで 1591の1 1592の2

上記区域（同区域に隣接する道路、水路である町有地の全部を含む。）を大字大津字草木原に変更する。

大字	字	地 番
長野原	草木原	1592の1 1595の1から1595の10まで 1596の1から1596の8まで 1597の1
		1597の4から1597の6まで 乙1597 丙1597 1598の1から1598の12まで
		1599の1 1599の3 1599の4 1600の1 1600の2

上記区域（同区域に隣接する水路である町有地の全部を含む。）を大字大津字地藏平に変更する。

大字	字	地 番					
大津	御堂入	1507の1 1522の4	1507の2 1523の2から1523の6まで	1507の4から1507の9まで	甲1507の3 1534の2	1522の2 1535	1536
	馬場	95の5	96の2	97の2			
長野原	坪井	1465の1	1465の2	1466の1	1466の2	1466の4から1466の9まで	
		1485の3	甲1485	乙1485	1486から1488まで	甲1489	
		乙1489の1	乙1489の2	1490	1491	1492の1から1492の5まで	
		1493の1から1493の5まで	甲1494	乙1494	1495	1506	
	番場	1510の1	1510の2	1510の4	1510の5	丙1510	

上記区域（同区域に隣接する道路、水路である町有地の全部を含む。）を大字大津字坪井に変更する。

大字	字	地 番				
長野原	松木	1564 1575	1565 1576	1573の1から1573の3まで	1574の1	1574の2

上記区域（同区域に隣接する道路である町有地の全部を含む。）を大字大津字馬込に変更する。

大字	字	地 番					
長野原	番場	甲1511	乙1511	1512	1513の1	1513の3	乙1513
		1514	1515	1516	1517の1	1517の2	1519
		1521の2	1522の2	1522の3	1522の5から1522の10	1523の2	

上記区域（同区域に隣接する道路、水路である町有地の全部を含む。）を大字大津字馬場に変更する。

大字	字	地 番					
大津	御堂入	1533の6					
	坪井	20の1から20の6まで					

上記区域を大字長野原字坪井に変更する。

変更理由書

国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査事業の実施に伴い、字界の特定が不明瞭になった部分を整理するため、字の区域を変更するものである。